

ごかのお知らせ

役場の代表電話は☎(84)1111です

お知らせ

国民健康保険税の早期完納をお願いします

特別の理由なく国民健康保険税を一年以上滞納している世帯は、特別療養費に切り替えを予定しています。

特別療養費世帯に切り替わると、国民健康保険税が完納となるまでは、医療機関での窓口負担が全額自己負担（10割）となります。後日領収書を持参し、町民税務課で申請をおこなうと、支払った額の内7割、8割の給付を受けることができますが、給付される額は滞納している国民健康保険税へ充当した残額となります。

国民健康保険税を分割納付さ

れている方も現状で未納がある場合は、本件の対象となります。

※国民健康保険税を納付することができない、やむを得ない事情があるときは、早急に納税相談をおこなってください。

○お問い合わせ

町民税務課 会計・収納係
☎(84)1966(直通)

町民税の

納税通知書を発送します

令和7年度町民税の納税通知書(普通徴収分)を6月6日(金)に発送する予定です。期限内納付にご協力ください。

○公的年金等からの特別徴収(天引き)に係る注意点

・公的年金等からの町民税特別徴収は4、6、8月に仮徴収をおこない、10、12、2月に本徴収がおこなわれます。
・給与や他の所得に係る税額は、公的年金等から特別徴収はされません。

・公的年金等所得に係る町民税は、給与からの天引きに含めることができます。このため、給与所得と年金所得の2本立てで特別徴収をされる方もいます。

○4月1日時点で65歳未満の

給与所得がある方

・公的年金等に係る町民税も、原則として給与からの天引きとなります。

○お問い合わせ

町民税務課 課税係
☎(84)1966(直通)

消火栓使用時・使用後には水質異常が発生する場合があります

火災等により消火栓を使用した場合に、水道管内の水の流れが急激に速くなることで、水道管内部のサビ等が剥離し、一時的に水質異常(着色・濁り・臭気)が発生する場合があります。その際は、飲用を控え、建設水道課にご連絡ください。

また、水質異常時には、その改善のため排水作業を実施していますので、ご理解、ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

建設水道課 水道係
☎(84)3000(直通)

医療福祉費(マル福)受給者証の更新

ひとり親家庭、重度心身障害者の方のマル福受給者証は6月30日(月)までが有効期限となっております。

います。受給要件を満たす方については、6月下旬(予定)に新しい受給者証を郵送します。

なお、次に該当する方は、これまでどおり役場窓口での更新手続きが必要ですので、7月末までにおこなってください。

・転入された方や本人および扶養義務者の所得が確認できない無申告の方

・受給者証の記載内容に変更がある方(被保険者証の変更等)
※更新の手続きが遅れた場合、手続きをおこなった月からの受給となりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

町民税務課 保険係
☎(84)1965(直通)

転作現地確認

今年度の現地確認については、経営所得安定対策直接支払交付金(転作交付金)の申請をした農業者の転作ほ場を確認させていただきます。第1回目の転作現地確認を6月2日(月)から6月30日(月)まで実施します。

○お問い合わせ

産業課 農政係
☎(84)2582(直通)